

30 静環環創第 3124 号

平成 30 年 10 月 26 日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

静岡市長 田 辺 信 宏



「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価【静岡県】平成 26 年 8 月」  
に基づく事後調査報告書（宿舍工事着手前）に関する意見について（回答）

平成 30 年 9 月 19 日付け環生第 180-3 号により照会のありました標記の件について、静岡県環境影響評価条例第 45 条第 6 項の規定による環境保全の見地からの意見を別添のとおり提出します。

(問い合わせ先)

静岡市環境局環境創造課

環境影響評価係 西村、中村、伊東

電 話 054-221-1466

F A X 054-221-1492

E-mail kankyousouzou@city.shizuoka.lg.jp

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【静岡県】

平成 26 年 8 月」に基づく事後調査報告書

(宿舎工事着手前)

意 見 書

平成 30 年 10 月

静 岡 市

### 1 保全対象種について

事後調査報告書では、保全対象種と位置付けている「アオキラン」、「カサゴケモドキ」及び「ナガミノツルキケマン」について記載されている。

一方、環境保全計画書には、保全対象種のほかに「その他」の種として5種の保全について記載されており、その中には環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれの最も高い「絶滅危惧ⅠA類」である「ホソバハナウド」が含まれている。

なお、「ホソバハナウド」については、事業者の調査では発見されず、静岡市独自の調査で発見された種である。

「その他」の種は、環境保全の観点では保全対象種と同等であることから、今後の事後調査報告において同等に取り扱うこと。

### 2 移植先について

移植対象種の生育が確認されているところに移植・播種を行っているが、必ずしも最適の生育条件であるとは限らない。また、生育地の減少によりリスクの分散化ができず、従前の個体との判別が困難になることも考えられることから、移植先の選定にあたっては、対象種の生育が確認されていない場所も候補地として検討すること。

### 3 移植後の管理について

移植・播種個体を定着させるためには、想定される失敗原因を事前に回避することが重要である。特に大井川源流域においては、ニホンジカによる食害が非常に深刻であるため、移植個体についての食害対策を検討すること。